

平成25年度大津地方裁判所事務分配等規程

大津地方裁判所

平成25年度大津地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置，事務分配，代理順序及び開廷の日割の定めを次のとおり定める。

第1 本庁

1 裁判官の配置

- (1) 本庁の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- (2) 2(3)カの令状事務については，(1)により配置された裁判官のほか，彦根支部及び長浜支部の裁判官を充てる。

2 事務の分配

- (1) 民事事件は，次のとおり分配する。

ア 民事法定合議事件（別に定めのある事件を除く。）並びに一人制事件として分配された民事事件で裁判所法第26条第2項第1号の決定（以下「合議決定」という。）があったもの，行政訴訟事件，地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟事件，人身保護事件及び会社更生事件は民事部合議制に分配する。

イ 次の事件は，次のとおり，民事部一人制に所属する裁判官に順次分配する。

（ア）民事通常訴訟事件，手形訴訟事件及び小切手訴訟事件，民事再審事件（合議体で取り扱うこととされる事件を除く。），保全異議申立て事件並びに保全取消し申立て事件

裁判官 長谷部 幸 弥

裁判官 種 村 好 子

裁判官 坂 上 文 一

裁判官 宮 本 博 文

裁判官 北 村 ゆ り

(イ) 倒産事件（破産事件，民事再生事件及び特別清算事件）

裁判官 長谷部 幸 弥

裁判官 北 村 ゆ り

裁判官 楠 真由子

(ウ) 民事，商事及び借地各非訟事件（特別清算事件及び過料事件を除く。）

裁判官 宮 本 博 文

(エ) 過料事件

裁判官 長谷部 幸 弥

裁判官 宮 本 博 文

裁判官 北 村 ゆ り

(オ) 仮差押え事件及び仮処分事件

裁判官 長谷部 幸 弥

裁判官 種 村 好 子

裁判官 坂 上 文 一

裁判官 北 村 ゆ り

裁判官 楠 真由子

裁判官 田 中 浩 司

(カ) 民事執行事件

裁判官 長谷部 幸 弥

裁判官 坂 上 文 一

裁判官 宮 本 博 文

裁判官 北 村 ゆ り

裁判官 楠 真由子

裁判官 田 中 浩 司

(キ) 訴え提起前の証拠保全事件

裁判官 楠 真由子

裁判官 田 中 浩 司

(ク) 訴え提起前の証拠収集処分事件

裁判官 楠 真由子

裁判官 田 中 浩 司

(ク) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護

命令申立事件

裁判官 種 村 好 子

裁判官 宮 本 博 文

裁判官 北 村 ゆ り

(コ) 労働審判事件

裁判官 種 村 好 子

裁判官 宮 本 博 文

裁判官 北 村 ゆ り

(カ) 調停事件

a 訴訟事件を調停に付す場合

当該訴訟事件を担当する裁判官

b その他の調停事件

裁判官 長谷部 幸 弥

(シ) 手形判決及び小切手判決に対する異議申立てによる通常訴訟事件は、イの定めにかかわらず、当該判決をした裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

(ス) 労働審判事件から移行した通常訴訟事件は、イの(ア)に定めた裁判官(労働審判事件を担当した裁判官を除く。)に順次分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

(セ) その他の民事事件

裁判官 楠 真由子

裁判官 田 中 浩 司

ただし、強制執行停止申立て事件は、当該本案事件の分配を受けた裁判官が処理する。

ウ 次の場合の合議決定は、民事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体において行う。

(ア) 一人制事件として分配された事件について、合議決定をすべき場合

(イ) 支部に係属する一人制事件について、担当裁判官から合議体で審理及び裁判をするのが相当である旨の申出があった場合

(2) 民事部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部の裁判官の申合せにより定める。

(3) 刑事事件及び医療観察事件は、次のとおり分配する。

ア 刑事法定合議事件及び一人制事件として分配された刑事事件で合議決定があったものは、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体に分配する。具体的な分配は、刑事部合議制に所属する全裁判官の申合せにより定める。

イ 一人制の公判請求事件は、刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。具体的な分配は、刑事部一人制に所属する全裁判官の申合せにより定める。

ウ 再審請求事件は、合議事件については刑事部合議制に分配し、一人制事件については刑事部一人制に所属する裁判官に、平等の割合で順次分配する。

エ 公判請求事件に係る第1回公判期日前の被告人の身柄に関する処分（求令状起訴に伴うものを除く。）及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章の保全に関する処分は、次のとおり処理する。

- (ア) 合議事件については、刑事部合議制に所属する裁判官のうちその事件の合議体を構成しない者が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は民事部合議制に所属する裁判官が処理する。
- (イ) 一人制事件については、代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、裁判官奥田達生が処理する。
- オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項の異議の申立事件並びに第41条第2項の送付に基づく事件及び第43条第2項の通知に基づく事件は、刑事部合議制に分配する。
- カ 令状事務（各種の令状請求事件、被疑者の身柄に関する処分、被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分並びに求令状起訴に伴う被告人の身柄に関する処分をいう。ただし、組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章又は麻薬特例法第5章若しくは第6章の規定によるもの及び医療観察事件に属するものを除く。以下同じ。）は、裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。ただし、起訴前の勾留取消しの請求及び起訴前の勾留理由開示の請求については、当該勾留状を発付した裁判官が処理する。
- キ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律による傍受の原記録の保管事務は、裁判官飯島健太郎が処理する。裁判官飯島健太郎に差し支えがある場合は代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、裁判官奥田達生が処理する。ただし、緊急を要する場合は、在庁する当庁の裁判官が処理する。
- ク 組織的犯罪処罰法第62条第1項による審査請求事件（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる事件を含む。）及び組織的犯罪処罰法第65条第1項による取消請求事件（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の

例によるとされる事件を含む。)は、刑事部一人制に所属する裁判官に、平等の割合で順次分配する。

ケ 執行猶予取消請求事件は、刑事部合議制に所属する裁判官に、平等の割合で順次分配する。

コ 刑事補償請求事件，訴訟費用執行免除申立事件，費用補償請求事件，上訴権回復の請求事件，裁判の疑義の解釈の申立事件，裁判の執行の異議の申立事件等，他の事件に付随する事件は，当該他の事件の分配を受けた裁判官（当該他の事件が刑事部合議制又は民事部合議制に分配されたものであるときは，その合議制）に分配する。

サ その他の刑事事件のうち，合議事件については，刑事部合議制に分配し，一人制事件のうち，判事の権限を有しない判事補が処理できるものは刑事部合議制に所属する裁判官に，それ以外のものは刑事部一人制に所属する裁判官に，平等の割合で順次分配する。

シ 医療観察事件は，次のとおり分配する。

(ア) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第3条第1項に規定する事件（以下「処遇事件」という。），同法第76条第1項又は第2項による競合する処分の調整の申立事件及び同法第99条第6項による連戻状の請求事件は，刑事部一人制に所属する裁判官に，平等の割合で順次分配する。連戻状の請求事件について，当該裁判官に差し支えがある場合は，(イ)の例により処理する。

(イ) 医療観察法第34条第1項又は第60条第1項による鑑定入院命令は当該命令に係る申立事件を担当する裁判官が処理する。当該裁判官に差し支えがある場合は，代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し，当該裁判官に差し支えがある場合は，裁判官奥田達生が処理する。ただし，緊急を要する場合は，在庁する当庁の裁判官が処理する。

- (ウ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第51条第2項又は第85条第1項による鑑定入院先の指定を変更する命令は、当該命令に係る申立事件を担当する裁判官が処理する。
 - (エ) 医療観察法第72条第1項による裁判官の処分に対する不服申立事件及び同法第73条第1項による裁判所の処分に対する異議の申立事件は刑事部合議制に分配する。
 - (オ) 医療観察法第41条第1項の決定があった場合は、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体が同項所定の審理及び裁判を行う。
 - (カ) 医療観察法第24条第2項による共助事件は、裁判官奥田達生に分配する。
- ス 次の場合の合議決定は、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体において行う。
- (ア) 一人制事件として分配された事件について、合議決定をすべき場合
 - (イ) 支部に係属する一人制事件について、担当裁判官から合議体で審理及び裁判をするのが相当である旨の申出があった場合
- (4) 差戻し事件の配分は、(1)及び(3)の定めによるほか、次のとおりとする。
- ア 民事部合議制に分配すべき差戻し事件について民事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、刑事部合議制に分配し、刑事部合議制に分配すべき差戻し事件について刑事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、民事部合議制に分配する。
 - イ 一人制の差戻し事件について分配を受けるべき裁判官が原裁判をしたものである場合は、次順位の裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。次順位の裁判官がいないときは、代理順序の定めにより代理すべき裁判官に分配する。
- (5) 除斥、忌避及び刑事の回避の事件は、次のとおり分配する。

ア 民事の除斥及び忌避の事件は、民事部合議制に分配する。ただし、民事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、刑事部合議制に分配する。

イ 刑事の除斥、忌避及び回避の事件は、刑事部合議制に分配する。ただし刑事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、民事部合議制に分配する。

ウ 医療観察規則第8条の除斥の決定に係る事件は、刑事部一人制に所属する裁判官に、平等の割合で順次分配する。ただし、分配を受けるべき裁判官が除斥の対象となる裁判官である場合は、次順位の裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

3 事件の移転又は回付

(1) 事件の移転

事件の移転については、次のとおりとする。

ア 関連事件が数人の裁判官に係属した場合には、関係各裁判官の協議により、当該関連事件を1人の裁判官に移すことができる。

イ 分配された事件をその裁判官で処理することが相当でない場合は、常任委員会は、申出により、当該事件を他の裁判官に移すことができる。

ウ ア及びイに定めるところにより事件を移した場合は、直後に受け付けた新件で調整する。

(2) 事件の回付

ア 本庁で処理するのが相当でない事件又は支部で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を支部に回付することができる。

イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して支部に回付するとき又は管轄区域の定め反して提起された事件を本来審理すべき支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

ウ 管轄区域の定めに反して提起された事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を本庁が自ら審理及び裁判をすることができる。

4 代理順序

(1) 裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

ア 裁判長に差し支えがある場合は、各部の合議制のその他の裁判官（判事の権限を有しない判事補を除く。）が別紙第1に掲げる順序により代理する。

イ その他の裁判官に差し支えがある場合は、別紙第2の順序により代理する。

(2) 司法行政事務の代理順序は、次のとおりとする。

ア 所長に差し支えがある場合は、裁判官長谷部幸弥及び裁判官飯島健太郎がその順序により代理する。

イ 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合は、各部の合議制のその他の裁判官（判事の権限を有しない判事補を除く。）が別紙第1に掲げる順序により代理する。

(3) 緊急の必要のため、(1)及び(2)によることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

5 調停主任及び労働審判官

(1) 民事調停事件の分配を受ける裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

(2) 労働審判事件の分配を受ける裁判官を労働審判法第8条の労働審判官とする。

6 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

第2 支部

1 彦根支部

(1) 裁判官の配置

ア 彦根支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)イ(ウ)の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、本庁及び長浜支部に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

彦根支部に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事事件

(ア) 民事通常訴訟事件，手形訴訟事件，小切手訴訟事件，保全異議申立て事件及び保全取消し申立て事件

2分の1 裁判官 福井美枝

2分の1 裁判官 玉野勝則

(イ) 倒産事件及び会社更生事件

全部 裁判官 福井美枝

(ウ) 人身保護事件及び配偶者暴力に関する保護命令申立て事件

全部 裁判官 福井美枝

(エ) 調停事件並びに民事，商事及び借地各非訟事件

全部 裁判官 福井美枝

(オ) 仮差押え事件及び仮処分事件

2分の1 裁判官 福井美枝

2分の1 裁判官 玉野勝則

(カ) 民事執行事件

a 民事執行事件（bに定める事件を除く。）

全部 裁判官 玉野勝則

b 債権差押え事件

2分の1 裁判官 福井美枝

2分の1 裁判官 玉野勝則

(キ) 執行文付与に対する異議訴訟事件，請求異議訴訟事件及び第三者異議訴訟事件に伴う強制執行停止申立て事件は，当該本案担当裁判官に分配する。

(ク) 訴え提起前の証拠保全事件

2分の1 裁判官 福井美枝

2分の1 裁判官 玉野勝則

(ケ) その他の民事事件

2分の1 裁判官 福井美枝

2分の1 裁判官 玉野勝則

イ 刑事事件及び医療観察事件

(ア) (イ)から(エ)までに定める事件を除く全事件

裁判官 玉野勝則

(イ) 起訴後第1回公判期日前の被告人の身柄に関する処分（求令状起訴に伴うものを除く。）

裁判官 福井美枝

(ウ) 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所，大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

(エ) 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立に係る事件の受理及び鑑定入院命令に係る事件

裁判官 福井美枝

(3) 事件の回付

ア 支部で処理するのが相当でない事件又は本庁で処理するのが相当である事件については，常任委員会の承認を得て，当該事件を本庁又は他の支部に回付することができる。

イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して本庁又は他の支部に回付するとき又は管轄区域の定め反して申し立てられた事件を本来審理すべき本庁又は他の支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

ウ 管轄区域の定め反して申し立てられた事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を当該支部が自ら審理及び裁判することができる。

エ アの定めにかかわらず、支部に係属する通常民事再生事件については、当該支部と本庁民事部との協議により、常任委員会の議を経ることなく、当該通常民事再生事件を本庁に回付することができる。

(4) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官福井美枝に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 玉野勝則

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

2 長浜支部

(1) 裁判官の配置

ア 長浜支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)イただし書の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、本庁及び彦根支部に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

長浜支部に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事事件

全部 裁判官 北村 治 樹

イ 刑事事件

全部 裁判官 北村 治 樹

ただし、令状事務は、裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

(3) 事件の回付

第2の1の(3)に同じ。

(4) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官北村治樹に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

大津地方裁判所彦根支部裁判官 福井 美 枝

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

第3 管内簡易裁判所

1 大津簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

ア 大津簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)イ(エ)の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに管内簡易裁判所に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

大津簡易裁判所に属する事件は、次のとおり順次分配する。

ア 民事事件

(ア) 民事訴訟事件

3分の1 裁判官 松本 久

3分の1 裁判官 菊池 樹一

3分の1 裁判官 山本 晃與

(イ) 調停事件

2分の1 裁判官 松本 久

2分の1 裁判官 菊池 樹一

(ウ) 保全事件

全部 裁判官 菊池 樹一

(エ) 即決和解，意思表示の公示送達，公示催告事件

全部 裁判官 松本 久

(オ) 過料事件，(ア)から(エ)に定める事件以外の民事に関する事件

全部 裁判官 山本 晃與

イ 刑事事件

(ア) 刑事公判事件

全部 裁判官 山本 晃與

(イ) 刑事略式事件

a 通常略式事件

全部 裁判官 富田 孝明

b 交通切符による略式事件のうち三者即日処理方式による事件

全部 裁判官 富田 孝明

c bを除く在庁略式事件

5分の1 裁判官 松本 久

5分の2 裁判官 菊池 樹一

5分の2 裁判官 富田孝明

(ウ) 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 山本晃與

(エ) 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所，大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。ただし，起訴前の勾留取消しの請求及び起訴前の勾留理由開示の請求については，当該勾留状を発付した裁判官が処理する。

(オ) 第1回公判期日前の勾留に関する処分

裁判官松本久，裁判官菊池樹一が輪番制により処理する。

(カ) (ア)から(オ)までに定める事件以外の刑事に関する事件

裁判官 山本晃與

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については，別紙第2のとおりとする。ただし，緊急の必要のため，これによることができない場合は，所長の指名する裁判官が代理する。

イ 司法行政事務について，裁判官松本久に差し支えがある場合は，所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は，別に定めのあるものを除き，別紙第3のとおりとする。

2 高島簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

高島簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

高島簡易裁判所に属する事件は，次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 山本晃與

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官山本晃與の発した略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 野中百合子

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官山本晃與に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 野中百合子

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

3 甲賀簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

甲賀簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

甲賀簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 富田孝明

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官富田孝明の発した略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 小林勘一郎

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官富田孝明に差し支えがある場合は、次の

裁判官が代理する。

裁判官 小 林 勘一郎

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

4 彦根簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

ア 彦根簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)カの令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに大津簡易裁判所に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

彦根簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事訴訟事件

全部 裁判官 松 本 澄 清

イ 調停事件

全部 裁判官 松 本 澄 清

ウ 刑事公判事件

全部 裁判官 小 林 勘一郎

エ 略式命令請求事件

5分の1 裁判官 玉 野 勝 則

5分の3 裁判官 松 本 澄 清

5分の1 裁判官 小 林 勘一郎

オ 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

(ア) 裁判官小林勘一郎が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 松本 澄清

(イ) 裁判官福井美枝，玉野勝則，松本澄清が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 小林 勘一郎

カ 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所，大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

キ アからカまでに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 玉野 勝 則

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については，別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について，裁判官福井美枝に差し支えがある場合は，次の裁判官が代理する。

裁判官 玉野 勝 則

ウ 緊急の必要のため，ア及びイに定めるところによることができない場合は，所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は，別紙第3のとおりとする。

5 東近江簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

東近江簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

東近江簡易裁判所に属する事件は，次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 小林 勘一郎

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官小林勘一郎の発した略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 富田孝明

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官小林勘一郎に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 富田孝明

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

6 長浜簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

ア 長浜簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)ウの令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに大津簡易裁判所に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

長浜簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 刑事公判事件

全部 裁判官 北村治樹

イ 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

(ア) 裁判官北村治樹が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 松本澄清

(イ) 裁判官松本澄清が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 北村治樹

ウ 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所，大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

エ アからウまでに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 松本澄清

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については，別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について，裁判官北村治樹に差し支えがある場合は，次の裁判官が代理する。

裁判官 松本澄清

ウ 緊急の必要のため，ア及びイに定めるところによることができない場合は，所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は，別紙第3のとおりとする。

附 則

この定めは，平成25年1月1日から施行する。

附 則

この定めは，平成25年1月16日から施行する。

附 則

この定めは，平成25年1月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。

(別紙第1)

裁 判 官 の 配 置

第1 本庁及び支部

1 本庁

(1) 民事部

ア 合議制

長谷部 幸 弥

種 村 好 子

坂 上 文 一

宮 本 博 文

北 村 ゆ り

楠 真由子

田 中 浩 司

イ 一人制

森 宏 司

長谷部 幸 弥

種 村 好 子

坂 上 文 一

宮 本 博 文

北 村 ゆ り

楠 真由子

田 中 浩 司

(2) 刑事部

ア 合議制

飯 島 健太郎

丸 山 徹

赤坂宏一
栗原保
奥田達生

イ 一人制

飯島健太郎
丸山徹
赤坂宏一
栗原保

2 支部

(1) 彦根支部

支部長 福井美枝
玉野勝則

(2) 長浜支部

北村治樹

第2 管内簡易裁判所

1 大津簡易裁判所

司法行政事務掌理者 松本久
菊池樹一
山本晃與
(てん補) 富田孝明
野中百合子

2 高島簡易裁判所

山本晃與
(てん補) 野中百合子

3 甲賀簡易裁判所

富田孝明

- (てん補) 小 林 勘一郎
- 4 彦根簡易裁判所
- 司法行政事務掌理者 福 井 美 枝
玉 野 勝 則
- (てん補) 松 本 澄 清
- (てん補) 小 林 勘一郎
- 5 東近江簡易裁判所
- 小 林 勘一郎
- (てん補) 富 田 孝 明
- 6 長浜簡易裁判所
- 司法行政事務掌理者 北 村 治 樹
松 本 澄 清

裁判事務について裁判官に差し支えがある場合の代理順序

		差し支えがある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序	
本 庁	民 事 部	合議制を構成する裁判官	所長の指名する裁判官	
		一 人 制	裁判官 長谷部幸弥	裁判官種村好子 裁判官坂上文一 裁判官宮本博文 裁判官北村ゆり
			裁判官 種村 好子	裁判官坂上文一 裁判官宮本博文 裁判官北村ゆり 裁判官長谷部幸弥
			裁判官 坂上 文一	裁判官宮本博文 裁判官北村ゆり 裁判官長谷部幸弥 裁判官種村好子
			裁判官 宮本 博文	裁判官北村ゆり 裁判官長谷部幸弥 裁判官種村好子 裁判官坂上文一
			裁判官 北村 ゆり	裁判官長谷部幸弥 裁判官種村好子 裁判官坂上文一 裁判官宮本博文
			裁判官 楠 真由子	裁判官田中浩司
	裁判官 田中 浩司	裁判官楠真由子		
	調 停	裁判官 長谷部幸弥	裁判官森宏司	
	刑 事 部	合議制を構成する裁判官	所長の指名する裁判官	
		一 人 制	裁判官 飯島健太郎	裁判官赤坂宏一 裁判官栗原保 裁判官丸山徹
			裁判官 丸山 徹	裁判官飯島健太郎 裁判官赤坂宏一 裁判官栗原保
			裁判官 赤坂 宏一	裁判官栗原保 裁判官丸山徹 裁判官飯島健太郎
	裁判官 栗原 保		裁判官丸山徹 裁判官飯島健太郎 裁判官赤坂宏一	
支 部	彦 根	裁判官 福井 美枝	裁判官玉野勝則	
		裁判官 玉野 勝則	裁判官福井美枝	
	長 浜	裁判官 北村 治樹	裁判官福井美枝	
管 内 簡 易 裁 判 所	大 津	裁判官 松本 久	裁判官菊池樹一 裁判官山本晃與 裁判官富田孝明	
		裁判官 菊池 樹一	裁判官山本晃與 裁判官松本久 裁判官富田孝明	
		裁判官 山本 晃與	裁判官松本久 裁判官菊池樹一 裁判官富田孝明	
		裁判官 富田 孝明	裁判官松本久 裁判官菊池樹一 裁判官山本晃與	
	高 島	裁判官 山本 晃與	裁判官野中百合子	
	甲 賀	裁判官 富田 孝明	裁判官小林勘一郎	
	彦 根	裁判官 福井 美枝	裁判官玉野勝則 裁判官松本澄清 裁判官小林勘一郎	
		裁判官 玉野 勝則	裁判官松本澄清 裁判官小林勘一郎 裁判官福井美枝	
		裁判官 松本 澄清	裁判官小林勘一郎 裁判官福井美枝 裁判官玉野勝則	
		裁判官 小林勘一郎	裁判官福井美枝 裁判官玉野勝則 裁判官松本澄清	
	東 近 江	裁判官 小林勘一郎	裁判官富田孝明	
長 浜	裁判官 北村 治樹	裁判官松本澄清		
	裁判官 松本 澄清	裁判官北村治樹		

開 廷 の 日 割

裁判官等		開廷日割		
本 庁	民 事 部	合 議 制		火曜日及び木曜日
		一 人 制	裁判官 長谷部幸弥	第2及び第4の金曜日
			裁判官 種村 好子	水曜日及び金曜日
			裁判官 坂上 文一	火曜日及び金曜日
			裁判官 宮本 博文	火曜日
			裁判官 北村 ゆり	木曜日
	調 停	裁判官 長谷部幸弥	随時	
	刑 事 部	合 議 制		月曜日, 水曜日, 木曜日及び金曜日
		一 人 制	裁判官 飯島健太郎	随時
			裁判官 丸山 徹	水曜日及び金曜日
裁判官 赤坂 宏一			火曜日及び木曜日	
裁判官 栗原 保	月曜日			
支 部	彦 根	裁判官 福井 美枝	民 事 金曜日 調 停 月曜日	
		裁判官 玉野 勝則	民 事 木曜日 刑 事 火曜日	
	長 浜	裁判官 北村 治樹	月曜日, 水曜日, 木曜日及び金曜日	
管 内 簡 易 裁 判 所	大 津	裁判官 松本 久	民 事 木曜日 調 停 水曜日及び金曜日	
		裁判官 菊池 樹一	民 事 水曜日 調 停 火曜日及び木曜日	
		裁判官 山本 晃與	民 事 月曜日 刑 事 水曜日	
		裁判官 富田 孝明	交 通 月曜日	
	高 島	裁判官 山本 晃與	第1及び第3木曜日	
		裁判官 野中百合子	随時	
	甲 賀	裁判官 富田 孝明	随時 (月曜日, 水曜日及び木曜日は非開廷)	
		裁判官 小林勘一郎	随時	
	彦 根	裁判官 松本 澄清	民 事 水曜日及び木曜日 調 停 金曜日 交 通 水曜日	
			刑 事 月曜日	
			裁判官 小林勘一郎	刑 事 月曜日
	東近江	裁判官 小林勘一郎	随時 (月曜日は非開廷)	
		裁判官 富田 孝明	随時	
	長 浜	裁判官 北村 治樹	随時	
裁判官 松本 澄清		月曜日及び火曜日		